

ハイエクの自生的秩序論

—— 自生と設計の相補性 ——

佐 東 大 作*

1 はじめに

本稿は、F. A. ハイエクの自生的秩序（spontaneous order）概念の特質を「自生と設計の相補性」という構図の下に描き出すことを目的とする。

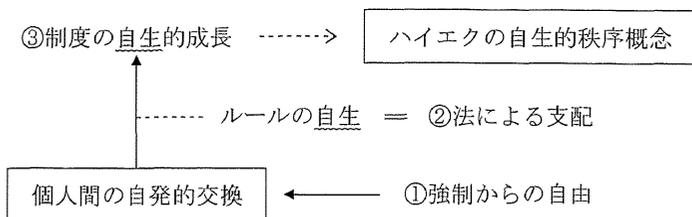
ハイエクは貨幣や景気循環などを主題として経済学研究を始めたが、1940年代以降、とりわけ1944年出版の『隷従への道』以後は、彼の表立った発言は経済学にとどまらず、政治・社会思想、また哲学的な問題にまで至る幅広さを示すようになる。そしてこれらの多岐に渡るハイエクの議論の中心軸となっているのが自生的秩序の概念である。

ハイエクは市場における経済秩序（市場秩序）を、個人間の自発的な交換によって誰の意図にもよることなく形成されるものと捉えている。そして個人間の自発的交換の条件として「他人による強制からの自由」が重要であることを力説する。これは彼が思想的な背景とする古典的自由主義の主張の一つである。18世紀イギリスのスコットランド啓蒙思想に現れた古典的自由主義の主張を大きくとらえると、その要点は①強制からの自由、②法による支配、③制度の

* 筑波大学大学院人文社会科学研究所博士後期課程経済学専攻、在籍中。
連絡先：dsato@social.tsukuba.ac.jp

自生的成長の3つにある¹。ハイエクの自生的秩序論は③に重なるものである。この③と①及び②の関係の要点は、次のように理解することができる。

③制度の自生的発生（成長）は個人間の自発的な交換行為を基礎としており、そのためには①が必要である。逆に、①によって個人が行為した結果として制度が自生するならば、その制度は個々人に交換行為の利益を保証するものではなく、そこにはおそらく何らかのルール（交換のルール）が必要になると考えられる。したがって、市場に参加する人々にはこのルールに従うことが要求されるが、①よりそれは人々の自発的な遵守を基本とするものであるゆえ、人（権力者）によって強制的に行われる支配ではなく、②ルール（法）という非人格的な制度による人々の支配が必要となる。



（図1）古典的自由主義とハイエクの自生的秩序概念

ここで重要なのは、制度を自生的に発生させ成長させるルールもまた、自生的に発生すると考えられていることである。このような自生的なルールを、ハイエクはノモス（自由の法）と呼ぶ。このノモスに対置されるルールを彼はテシス（立法の法）と呼ぶが、これは特定の作成者の恣意的な設計によって作り出されたルールである。テシスのみに基づき合理的に社会秩序を設計しようとする発想をハイエクは設計主義的合理主義（constructivist rationalism）とし

¹ 古典的自由主義に関するここでの理解は Hayek(1973)に基づく。

て退けたが、その態度は徹底した社会主義批判として現れることになった。

しかしここで注意しておかなければならないのは、テシス自体が否定されているわけではないという点である。設計主義に対する批判が激烈であるために、ハイエクはテシスに基づいて形成される秩序、彼の用語法では「組織 (organization)」と呼ばれる設計秩序 (constructed order) を、否定したかのごとくに捉えられがちである。だがハイエクが批判のターゲットとしたのは、上述のとおり、社会秩序の形成を合理的な設計のみに基づかせようとする発想、自生した秩序、彼の用語法では単に「秩序 (order)」と呼ばれる自生的秩序をも、「組織 (設計秩序)」で置き換えようとする発想であり、設計されたルールや設計された秩序の存在自体を退けようとしたのではない。事実、ハイエクは政府がもつ役割の重要性を認めていたし、市場を発展させる鍵となった企業もまた、指令体系に基づく組織のひとつと考えている。

ハイエクの自生的秩序論の本質を理解する上で重要なのは、「秩序」と「組織」それぞれの発生と発展の過程であると思われる。当然のことながら両者は何らかの関係を持ちつつ発展してきたものと考えられる。この両者が互いに対立しつつも補完し合う関係にあることを示すのが、本稿におけるハイエク解釈

		形成原理 (ルール)	
		nomos ; 自由の法	thesis ; 立法の法
秩序	成り立ち方による分類	自生的秩序 spontaneous order	設計的秩序 constructed order
	名称上の分類	「秩序」 order / cosmos	「組織」 organization / taxis
例		市場	政府

(図2) ハイエクによる「秩序」と「組織」の区分

の主眼である。互いに対立しつつも補完し合う関係を本稿では相補的關係と呼ぶことにする²。

以上のようなハイエク自生的秩序論の解釈を示すために、以下のような順序で議論を進める。まず、自生的秩序を生み出すルールであるノモスについてのハイエクの見解を考察する(2)。次いで、設計的秩序を生み出すルールであるテシスについての見解を、ノモスの特質と対比しながら考察する(3)。そしてこの2種のルールから形成される2つの秩序の特質を考察し、この両者が互いの成長の歴史の中で相補的な関係をもってきたことを論じ(4)、結論として議論全体の要点をまとめる(5)。最後に、ここでの考察の延長線上にあるいくつかの課題に触れる(6)。

2 秩序を形成するルール(1) —ノモス—

(1) ノモスの性質①：発見されるルール

人間の社会生活には様々なルールが存在する。複数の人間が共同で生活するためには、彼らの行動を律する何らかのルールが必要であることは常識的に理解できる。そのようなルールとして、おそらく我々はまず法律を思い起こすだろう。六法全書を開けば膨大な法律が条文の形で記されているが、これらは国会での審議を経て制定されたものであり、少なくとも形式的には特殊な制度を通じて意図的に設計されたルールである。

だが、我々の日常生活で機能しているルールは誰かが意図的に設計したものばかりではない。バス停でバスを待つ人の列、電車の乗降の際に降りる人を待ってから乗り込むというマナー、エスカレーターでの右側(急ぐ人)と左側の

² 本稿において「相補的」「相補性」という語は量子力学から借用した。「同一の対象に関して、ある一定の実験によって得られる知識が、この実験と互いに邪魔し合う様な他の実験によって得られる知識と相補って、初めてその現象の完全な記述が可能である場合、これ等の知識又は概念(…)は互いに相補的[complementary]であるという」(湯川,1947)。

区分、建物に入る際、後ろに続く人のためにドアを開けておこうとすることなど、必ずしも掲示や係員の先導などがなくとも人々がルールに従って行動しているかに見える場面は、日常生活のいたるところに見出される。これらのルールは慣習として我々の生活に根付いているものである。もしもこのようなルールがないとすれば、バスや電車に乗るにも我々は常に混乱した状態を経験しなければならないかもしれない。このように誰の意図にもよらず自生的に現れてきたルールを、ハイエクはノモスと呼んだ。

だがこの種のルールには、設計者も設計意図もないがゆえに、ある種の曖昧さがつきまとうものである。恣意的に解釈されることもあれば、また遵守を強制されているわけでもないので違反者も現れやすい。親しい人々の間で契約書なども交わさず金品の貸借が行なわれることがあるのは、「貸したものは約束どおり返す」という暗黙のルールが守られるという信頼あつてのことだが、約束を違えたからといってただちに罰則が適用されるわけではない。約束自体に法的拘束力がないとすれば、それはいかようにも捻じ曲げられてしまう恐れを免れない。

ハイエクによれば裁判官という役割は、このようにルールの解釈や遵守をめぐって人々の間で生じる争いを裁定する制度として設けられてきた。裁判官の下す裁定は特定の個人の利益に資するものではない。敢えて言えばそれは「社会的利益」という観点から下される判断である³。また、裁判官には公正な裁定が求められるが、この場合の公正さとはハイエクに従えば、下される裁定が

³ ここで言う「社会的」という語をハイエクは「社会の構造や運行に付随するものあるいは特徴的なものをさす語として用いている。通常「社会的利益」という語は社会全体の利益というような意味合いで用いられるが、ハイエクはそのような集合的利益を意図してはいない。裁判官が社会的利益に配慮するということは、特定の個人や集団への配慮をしないということであり、社会全体の利益となるような特定の利益が想定されているわけではない。この点に関して Hayek (1976:78-81) 参照。ハイエクはここで、今日では「社会的」という語が引用したような語義ではなく、例えば貧困層への福祉に対して富裕層にはそれを改善する義務があるとみなし、そのような配慮を強制するような意味として用いられていると述べている。

ノモスに適っているかどうかという点に求められる。それゆえ、通常は明文化されておらず、また意識されているわけでもないノモスを明示化することが裁判官には要求される。その意味で裁判官はノモスを発見するのであり、また特定の恣意的な目的を想定しないという点で、裁判官は自生的秩序の一部と考えられる。

裁判官によって発見されるという点はノモスの特質のひとつを表している。ノモスは特定の人物なり組織になりによって意図的に生み出されるのではなく、人々の間で意図せざる結果として生み出されるゆえに（人々の間で自生したものであるがゆえに）、後から発見されるしかないのである。

(2) ノモスの性質②：抽象的ルール

裁判官が社会的利益の観点から下す裁定には、特定の個人を優遇する観点も特定の目的の実現を見込む視点も含まれていない。そのような裁定がノモスに適っているかどうかという点を判断基準としているならば、ノモスもまた特定の個人の利益や特定の目的の実現を追求するものではないということになる。

バス停でバスを待つ人々の群れの中から無作為に 1 人を選んで優先的にバスに乗せるというルールが適用されるとする。これは特定の誰か 1 人の利益（それが誰かは事前には分からないとしても）を目的とするルールである。そのようなルールの存在が知られていれば、おそらく人々は列をつくってバスを待ち順序良く乗り込むという選択をしないだろう。列の何番目になるかは個人がたまたま遭遇した運の問題であり、その運は誰によっても操作されるものではない。だから特例を認めず列順に乗車するというルールは、バスを待つどのような人に対しても、いずれかのときに先頭に立つ機会を平等に保障することになる。

このように多様な目的を追求する機会のみを保障し特定の目的の実現を見込まないルールの性質をハイエクは抽象的（abstract）と表現している⁴。

(3) ノモスの性質③：道具的ルール

個々人が自らの目的を自由に追求する機会を提供するということは、このルールが個々人の利益追求を促進する制度であることを示している。意図しているがいまいが人々に利益がもたらされたからこそ、自生的秩序としての社会は発展してきたはずである。そのような秩序の典型例とハイエクがみなしているのが市場（市場秩序）である。

市場の有用性としてハイエクが最も重視するのは、市場のメカニズムが社会に分散した知識の有効利用を促進するという点である⁵。自らの目的を追求するために個人 A は自らに固有の知識（現場の知識、時と場に関する知識）を駆使して行動する。その行動が別の目的を追求する個人 B の行動に影響を与え、B は意図せざる結果として A の知識を利用することになる。これが連鎖的に起こり、市場全体に分散した様々な知識が人々の間で利用されていく。このとき人々の行動の指針となるのが価格である。価格という指標に情報が集約され、その指標に基づいて人々が行動することによって、彼らの間で知識が有効利用される、という驚くべきメカニズムを市場が備えていることをハイエクは見出し、その重要性を力説した。

社会に分散した知識の有効利用を考える場合、一般的には、何らかの目的に従って知識を集約し、一定の方針の下に意図的に知識を管理することが必要だ、というようなイメージが抱かれやすい。ハイエクの主張はこのような一般的イメージと真逆である。意図的に行なわれる中央集権的な管理ではなく、何の集約的な目的も方針も立てず、市場に参加する人々にそれぞれの目的を追求させ

⁴ ハイエクが abstract なルールに対置するのは specific なルールだが、この specific（特定の）という語が、そのルールに特定の目的の実現が見込まれていることを示している。

⁵ 以下の二段落におけるハイエクの市場観に関する理解は、主に Hayek (1945/1948) における議論による。

る、すなわち個々人に自己利益を追求させる方が、彼らの持つばらばらな知識はずっと有効に利用される。ハイエクは市場の利点をこのように捉えている。

したがって、社会に分散した知識を有効利用させるという市場メカニズムの機能にとって、市場に参加する個々人がそれぞれの目的を自由に追求することは不可欠の条件となる。ノモスが強制によらず自発的に遵守されるとすればそれは、このルールが結果的には個々人の目的追求を促進するからであり、それゆえにノモスは「自由の法」とも呼ばれる。人々は自発的にノモスに従うからこそ自由に自らの目的を追求することができる⁶。

ハイエクが「自由」という語を用いる場合、彼はその意味の中心を「強制からの自由」に置いている。したがってノモスは、形式的には他人に対して「～してはいけない」という否定形（消極的形式）をとるルールとして理解される。例えば「他人の利益に貢献せよ」ではなく「他人の利益追求を侵害してはいけない」と表現される。これはノモスが人々に特定の目的の追求を強制するものではないことを示している。逆にこのことが、個々人固有の目的の追求を可能にすることを表している。こうしてノモスは、個々人の目的追求のための道具として機能することになる。それゆえハイエクはノモスの性質を道具的であるとした。

⁶ ノモスと自由との関係の捉え方は、ハイエクの自由観の根幹を現わしていると思われる。この点に関して、カント (Immanuel Kant) における自律 (autonomy) の概念が想起される。ハイエクに対するカントの影響の指摘は Gary (1984) や Kukathas (1990) など。ハイエクの叙述におけるカントへの言及はいくつか見られる。例えばルールの普遍化可能性に触れた Hayek (1976:28-29) では、いわゆる「定言命法の第一法式」のアイデアを引用している。強制によらず自発的に、すなわち自律的に、普遍化可能なルール (道徳法則) に従うことに自由の意味を見出すカントの自由論は、明らかにハイエクの自由論と類似している。

(4) ノモスの性質④：模倣の結果としてのルール

ノモスの抽象性や道具性は、このルールが個々人に対して多様な目的追求の機会と目的実現の期待の双方を増大させるものであることを示している。だがこれはもちろん、あらかじめ誰かによって意図されたことでも認識されていたことでもなく、我々は結果としてこの有用性を認知してきた。バス停で行列がつけられるのは、個々人が最初からその利益を合理的に期待しているがゆえではなく、なぜそうするのかを知らずとも慣習的にそのように行動してきたからだろう。このような慣習は我々が他人の行為を真似ることで形成された。

最初にバス停にやってきた人は、バスが停まるだろうと予測した位置に立つ。それはたいていバス停の標識のすぐ脇などの位置だろう。次に来た人は、時間帯などからバスを待つ客が混みそうだと判断すれば、最初の彼の傍に立つ。3番目に来た人は、前の2人とバス停の標識との位置関係から、自然に2番目に来た人の傍に立つ。4番目に来た人は3人の間にゆるやかな列ができているのを見出すので、彼もまた自然に3番目の人の傍に立つ。こうして列が形成されていくが、これはバスの利用客の各々が、自分の前にバス停に到着した人がとったであろう行為を模倣した結果であるにすぎない。他人の行動を模倣することによって、結果的には混乱を避ける合理的なルールが形成され、またそれが合理的であるからこそ慣習的ルールとして定着してきたと理解することができるだろう。

(5) 記述的かつ規範的ルール

ここまでのところで我々はノモスの性質として、①誰かから与えられるものではなく発見されるもの、②抽象的かつ形式的であり、特例を認めない（便宜をはからない）という意味で普遍的、③個人の目的追求の道具としてはたらく、④個人が他人の結果を模倣することから生じる、などの点を見てきた。このうち、とりわけ①と④とは、ノモスを慣習や伝統という形態で受け継がれてきた

ものと見るハイエクの見解をよく表している。我々の家族や家系などを考えてみると想像できるが、稀に家訓などとして書き記されている場合があるとはいえ、通常、家ごとの生活上の知恵というのは代々口承や見よう見まねで受け継がれていく伝統である。集団の単位を家族から集落や民族へと広げて考えてみると、そのような生活上の知恵や方法は、それぞれの集団に特有の文化だといえる。

伝統・慣習について述べる際、我々は「そうするものだ」とか「そうになっているのだ」などの表現を用いることが多い。これは目の前の事実を説明している表現のように見えるので、その意味で記述的である。ところが家々の知恵やしきたりが特にそうだが、「そうするものだ」は実は「そうすべきだ」を含意している⁷。そのやり方に従わない家族が出てくると、他の家族や親類から「ご先祖様に顔向けができない」などの評価が下されることがある。同様に、集落や民族の中でも伝統から逸脱する人間が出てくると、彼らはアウトサイダー（のけ者、異端者）として扱われる。アウトサイダーが自生的秩序においていかなる意味を持つかは重要な論点だと考えられるが、これを論じるのは別の機会に取っておくことにして⁸、ここではハイエクがルールに関して「記述的」と「規範的」の区分をしていることに触れておくことにしたい。

ノモスが通常明文化されていないのはその必要性がないからであり、またその抽象性のためにうまく明文化できないからでもある。例えば「他人に不利益

⁷ ただしこれは、「～である」（状態記述）から「～べきである」（行為規範）を導き出す、いわゆる自然主義的見解ではない。ハイエクは道徳的な自然主義には批判的だが、それは自然主義が決定論的立場に通じるからである。決定論を認めてしまえば意志の自由はなく、それゆえ未知の将来（目的の実現性）に対して自らの意志と責任において行為を選択するという個人の自発性も失われるので、ハイエクの「強制から、そして選択の自由」という見解に反する。ただし、将来はすでに決定されているが、それを人間である我々には知ることができないだけで、その意味では将来のある事態が決定されているが、ハイエクの自由論にとって問題ではないという見方はありうる。

⁸ このアウトサイダー的人物は、ハイエクの自生的秩序論における企業家（あるいは企業家精神）として位置づけられると考えられる。

を与えてはならない」と言明してみたところで、そこからただちにどう行為すればよいか了解されるわけではない。個々の場面に適用される際に「Aの場合はBをしてはならない」という具体的な表現を与えられなければ、ルールを言明することの意味はあまりない。逆に言えば、具体的な場面を想定して明文化されたルールには、一定の共通する性質が見出せるかもしれない。

ルールが明文化されているかいないかという論点に関して、ハイエクは次のように述べている。

事実の言明とは異なる論議に属するとされる「規範」に通常帰される独自の性格は、明文化されたルールにのみ属すと思われる（・・・）そのようなルールが単に事実上守られ、その遵守が実際の行動によってのみ確かめられる限り、それらは記述的ルールと変わらない。それらのルールは、行為の決定要素の一つとして、われわれが観察からその作用を推論する性癖または抑制として、意義をもつ。そのような性癖または抑制が明文化されたルールの教育から生み出されるものなら、実際の行動に与えるその効果は依然として一つの事実のままである。観察者にとって、グループ内の個々人の行為の指針となる規範は、彼が知覚し、彼が見るままの行為の全体秩序の説明を可能にする、事象の決定要素の一部である（Hayek, 1973:80(105);下線引用者）

ハイエクはまず、明文化されたルールは規範的なものであるとの認識を示している。ところが我々が実際にそのルール通りに行動していれば、ことさらそのルールに従うように言明する必要はないので、そのルールは事実を記述しているにすぎないということになる。通常、規範的という語には何らかの「望ましき」が含まれているだろう。現実が望ましくないものであったり、またはい

かに行為すればよいか分らなかつたりする場合に「こうすべきだ」という表現でルールが述べられる。したがって規範的ルールとは、将来にも適用されることを見込まれた行為の指針だと理解できる。逆に、すでにそのとおりに人々が行為しているのなら、我々はすでに行為の指針を心得ているということになるので、明文化してそれを知る必要も教える必要もない。ルールの明文化は人々にそれを知らしめる必要から行なわれるはずである。ノモスはすでに人々が従っているルールであり、まさにそのようなルールとして発見されるがゆえに明文化されてはこなかったのである。

それならば、ノモスは規範的ルールではないのか。引用後半の下線部に注目しよう。我々が社会を観察して、そこに何らかの秩序を見出すとする。その秩序は人々の行為によって形成されるが、それはその行為に一定のパターンがあるからである。ここまでなら記述的ルールの存在を指摘しているにすぎない。それが「行為の指針」だと認識されるのは、我々が行為の選択に迫られた場合である。どれを選択すべきか？ という問いに答えを与えるのが指針であり、答えはその指針に従った選択が「行為の全体秩序の説明を可能にする」、すなわち現にそこに見出された社会秩序を乱すことにならない、またはその他のルールと矛盾しない（矛盾すれば秩序は乱されることになる）、という根拠に基づいて与えられる。

我々は動物である以上、反射反応を拒むのは不可能だが、ノモスから逸脱することは可能である。これはノモスが模倣その他によって継承されてきた記述的ルールであると同時に、時にはそれを規範として意識し、行為選択の指針として認知しなければならぬ場合があることを示している。ノモスには、現に我々の社会が秩序立てられていることを説明する記述的ルールとしての側面と、将来の不確実性に対処するための指針を与える規範的ルールとしての側面との両方があると思われる⁹。

(6) 裁判官によるノモスの明文化と改良

ノモスは明文化されていなくても規範的性質を備えている。しかし規範として機能するためには場合に応じて明文化（または少なくとも意識化）される必要も生じる。これは日常生活における個々人の反省により行なわれるものかもしれないが、すでに述べたとおり訴訟の際には裁判官に求められることになる。そもそもなぜ訴訟が行なわれるのか。それは我々が個々人では裁定を下せないからであり、それはすなわち、個々人ではノモスが発見されないということの意味する（発見されても従いたくはないという場合もあるかもしれないが）。

裁判官は判決を下す際の法解釈という仕方で、まだ明確には見出されていないかったノモスを発見しなければならない。しかしノモスは人間社会の歴史の中で培われてきた知恵である。したがって、発見されるとはいえすでにその全体が確定され固定した体系として隠されているのではなく、時代とともに変化し、意図せざる結果として生み出されていくものである。

ただし注意しなければならないのは、「ノモスを生み出す」ことが、現に存在するノモスの体系に対して、裁判官が熟慮の下に全く新しいルールを付加するわけではないということである。裁判官に求められるのは基本的に法の解釈であり彼が法をつくるのではない。裁判官にできるのは、法解釈の際にノモス

⁹ この論点に関して、ノーマン・P・バリーの議論参照（Barry,1986:88ff(107ff)）。彼はまず「はっきりと表現されていないルールは記述的であり（…）、はっきりと表現されたルールは、単に行動を記述するだけでなく、また、適切な基準を設定することによってその行動を支配する、形式化されたルールである」と述べ、明文化されていないルールは記述的であり、明文化されたルールは記述的かつ規範的であるとの理解を示している。その上で彼は、「ハイエクがはっきりと表現されていないルールと呼んでいるものの好例は「正義感」の例である。（…）人びとの行動は公正な行動のルールという観点から記述することができるけれども、これらのルールを精確に規範的なルールとして定式化することは困難であるかもしれない」と述べている。バリーの解釈ではノモス（ここでは「正義」）を規範として明文化（定式化）するのは困難ということになる。この点に疑問はないが、しかし逆に、だからこそ明文化されていないルールにも規範性が認められると解釈することもできるのであり、ハイエクはむしろそこに「明文化されない規範的ルール」というノモスの特質を表現したかったのではないかと思われる。

に修正を施すことだけである。しかしノモスそのものを修正することはできないのだから、この場合の修正とは、正確には「今まで行なわれてきた解釈への修正」として理解される。社会の変化とともに法解釈も変化し、現に進行中の社会秩序に合致するようにノモス解釈が改良されることになる。ハイエクはこれを「法の進化」と呼んだ (Hayek,1973:101 (131))。

我々には必ずしも明文化されるかたちで認識されるものではない以上、ノモスの存在はその解釈を通じてしか感得されない。したがって、ノモスの解釈を修正し改良するということは、ノモスというルール の体系に手を加え、全体としての秩序が維持されるように監視することでもある。この点にもノモスが人間の本能的性質とは異なることが現れている。しかし同時にこれは、自生的であるはずの秩序が維持されるには人間の意識的努力が必要とされることを示しており、この点がハイエクの自生的秩序論に対する批判を生むことにもなる¹⁰。

(7) 「正義に適う行動のルール」としてのノモス

裁判官としてノモスを定式化して述べるのは難しく、法解釈というかたちでしかその存在を確認することができない。これはノモスのある重要な特質を示している。一般に裁判には「公正さ」または「正義」が求められる¹¹。だがその「公正さ」の中身を我々は明確に述べることができるだろうか。裁判官は自らが下す判決によって公正さを表現するのであって、彼らがこの語を用いる際には「公正さの観点から見て」というような表現をとるはずであり、「斯く斯く

¹⁰ Sandfur (2009) は、自生的秩序と設計的秩序 (組織) との区分を、秩序を観察する視点の取り方に依存する、すなわち視野を広く取ればすべてが自生したと見え、視野を狭く取れば (設計的秩序の内部にフォーカスすれば) 設計されたと見えるというように理解すると、2つの秩序の間には原理的な区分がつかない、という批判を提出している。

¹¹ ここでは「公正さ」と「正義」とを区別しては用いない。ハイエク自身もこの二つの言葉の間に区別を置いているわけではないように見える。この両者を区別する議論としては、ジョン・ロールズの議論 (Rawls,1957) が有名だが、ロールズのように「公正さ」を正義概念の基礎に置くという見方に従ったとしても、ここでの議論には特に問題はない。

然々の公正さにより」というような述べ方はしないだろう。つまり正義という概念もノモス同様、明文化して述べられるようなものではないということである。ハイエクが明文化されないルールの好例として「正義感」を挙げていることをバリーの引用箇所で見出した（脚注 9）が、ここにハイエクの正義の捉え方が象徴的に現れている。

ところが「社会正義」という語によってあたかもそれが明確に述べられるような誤解が生み出されていることをハイエクは危惧している。ノモスが明文化されないのとは反対に、立法の法であるテシスは明文化される。それはテシスが特定の目的のためにつくられる法を指しているからである。同様に、もしも正義の中身が明文化されるのだとしたら、正義には特定の目的が想定されていることになる。これはハイエクと正反対の正義解釈である。

ノモスを発見するのが裁判官の仕事だとされるのは、結局のところ彼がその仕事を通じて社会の全体秩序の維持に貢献することが期待されているからである。その裁判官に求められるのが正義だとしたら、正義は社会の全体秩序の維持を何らかのしかたで意味するもののはずである。これまで見てきたように、自生的な秩序は個人の多様な目的追求を可能にするところにその特質があり、何らかの特定の目的を個人に課すものではなく、むしろそのような強制から個人を解放する点にこそ、その重要な機能がある。したがって、特定の目的を個人に課さないからこそ秩序が自生的に形成・維持されるのであって、同様に正義も、明文化できるような何らかの特定の目的のために主張されるものではないはずである。

ハイエクは、正義とは人間の行動に見られる性質のひとつであると考えている（Hayek,1976:32）。ある状態そのものを指して正義に適用とかもとるなどと評するのは意味をなさない。例えば不法に投棄されたゴミの山を見て、通常は「これは不正義である」ではなく「これは不正行為だ」と述べるだろう。この場合、もちろんゴミの山が不正行為だと言っているのではなく、ゴミの山をつ

くるに至った投棄行為に対して、我々はその不正義を指摘しているのである。したがって、正義という語が意味を持つのは状態ではなく行為を評する場合である。

以上のことから、ノモスは「正義に適う行動のルール (rules of just conduct)」という側面をもつことが理解される。「正義に適う行動」とは、秩序の全体的な維持に反さない行動であり、少なくとも他人に対して相手の同意もなく目的の強制をしたりせず、また他人の目的の追求を妨げないような行為を指す。このような形式的かつ抽象的に述べられるしかない性質の行動ルールは、その内容からも分かるとおり「～しなければならない」という積極的な (positive) 表現ではなく「～してはいけない」という消極的な (negative) 表現で了解されるほかない。ハイエクの叙述そのままに端的に言えば、「正義に適う行動ルールは、一般には、正義にもとる行動の禁令である」(Hayek, 1976:35(53))。

このように消極的な表現すなわち何らかの具体的な行為を禁じるような形式でしか内容が理解されないということは、何が正義であるかを明文化して述べることは困難だとしても、その半面、具体的に何が正義にもとるか、何が不正義であるかの指摘は可能だということである。不正義だと認識できるものを排除するという消極的な作業を通じてしか、我々は正義とは何かを知ることができない。

個々の特定の正義にもとる行為を禁止するところにその役割が見出せるということは、それだけ正義概念が普遍的であることを示していると捉えられるだろう。正義の概念は、それ自体では定式化されず特定の行為を行なうよう指示することもないが、逆に様々な行為のテスト (ハイエクはこれを「消極的テスト」と呼んだ) として機能することによって、「「私法社会」の土台にあって、開かれた社会を可能にする」(ibid.:31(47)) というのが、「正義に適う行動のルール」としてのノモスの性質である。

(8) スミスとハイエクにおける正義概念の相違：具体的か抽象的か

「開かれた社会」すなわち「偉大な社会」を可能にするという点に、我々はスミスの正義概念を思い起こすことができる。だが「偉大な社会」を唱えたスミスとは異なり、「開かれた社会」を主張したポパーもハイエクも、全体主義という設計主義的合理主義の顕著な例に遭遇していた。この時代的経験の有無を反映してのことなのか、スミスとハイエクの正義論はまったく等しいというわけでもないように見える。この点すなわち、正義論の内容自体というよりも正義の定義の仕方の違い—特定の（具体的）か、抽象的か—という点は、ハイエクの経済思想を理解する上では重要だと思われる。

スミスは正義と仁恵とを比較して次のように述べている。

自然は（・・・）人類に仁恵の行為を奨励しているけれども、しかし（・・・）仁恵の実行を監視したり、強制したりする必要があるとは考えなかった。それは社会（・・・）を支える土台ではない。したがってそれはこれを奨励すれば足りるので、決して課する必要はないのである。これに反して、正義は社会の全殿堂を支える大黒柱である。もしも正義が取り除かれたならば、人間社会（・・・）は（・・・）瓦解しなければならない。(Smith,1759/1976:86(204))

仁恵との比較において述べられたスミスの正義の定義は、正義に適った行動のルールを「～してはならない」という消極的な形式で述べるハイエクの正義概念に類似している。スミスがこのように正義を定義したことの根拠は、彼の「偉大な社会」の捉え方にある。

社会は、あたかも異なる商人達の間におけるように、異なる人々の間において、何ら相互的愛情とか愛着とかがなくとも、お互いのも

つ効用 (utility) の感覚から存立することができる。そしてその社会に住むものが誰一人としてお互い何らの義務も感ぜず、あるいはお互い何らの感謝の気持ちで結ばれていないとしても、なお社会は、合意的な価値評価にもとづくめいめいの尽力の欲得ずくの交換によってもこれを維持することができるのである。(ibid.:86(203-204))

「あたかも異なる商人たちの間におけるように」と述べているが、商人の活躍による市場の発展は、スミスのいう「偉大な社会」を生み出した大きな要因である。ハイエクが示した自生的秩序という社会概念は、自然界の諸現象にその典型例が見られるとはいえ、市場を重要なレファレンスモデルとしている。言うまでもないことかもしれないが、この点はハイエクがスミスの伝統に連なることを明らかに示している。スミスもハイエクもともに、正義を自生的秩序の形成・維持に必須の条件とみなしている。

ただしスミスが正義の中身を次のように定義した点には注意が必要である¹²。

正義の法則、すなわち法律はわれわれの隣人の生命と人格とを護る法律である。その次に位するものは、隣人の個人的権利、もしくは他人との契約にもとづいてその人の所有権に属しているものを保護する法律である (ibid.:84(200))

法律 (laws) が正義の法則とされ、その保護対象は個人の生命・身体、人格、他人との契約に基づく所有物などであり、これは総じてロック的な所有権の保

¹² 一般的にスミスのいう「正義」とは「他人の生命、身体、財産、名誉を傷つける行為を行わない」(堂目,2008:56;傍点引用者)というような内容をもつものと理解されている。

護を指すと思われる。ハイエクもスミス同様、個人の私的所有権と契約の履行が政府によって保証されることを市場が機能する条件と考えていた。しかしここにはスミスとハイエクの相違点も出ているように見える。ハイエクはスミスのように正義の中身を具体的に定義することはなかった。ハイエクにとって、私的所有権と契約の履行という具体的な保護対象は、守られているかどうかを政府が監視する対象であるがゆえに具体的なものであり、他人の私的所有権を侵害しないことや他人との契約に違反しないことは、「～してはいけない」という形式的なルールの適用例だと思われる¹³。

ハイエクが正義に具体的な定義を与えなかったのは、それがノモスという抽象的な法に表象されるものであったがゆえだと考えられるが、同時に、もしも具体的な定義を与えれば「社会正義」との混乱が生じる恐れがあり、それを避

¹³ スミスとハイエクの違いを指摘するのは難事業だと予想されるが、ここではもうひとつ考えられる論点を指摘しておきたい。スミスの引用文中にある「相互的愛着とか愛情」などに基づく行為は仁恵の実践にあたると思われるが、この種の行為はいわゆる利他的行為である。純粹に利他性というものがあるとすれば、それは何らの義務も責任もないところで他人の利益のみに配慮する「無私」の精神のようなものを意味すると思われる。スミスもハイエクも人間のうちにそのような性質があることを否定するわけではない。しかし偉大な社会は正義に条件づけられた利己心で十分に機能するので、無私を必要とはしていない。だがスミスは「公平無私なる観察者が彼〔我々のうちの誰か〕の行動原理に移入しようように行動したいと思うならば（…）彼は（…）自己の利己心（self-love）の高慢の鼻をへし折って、他の人間がこれに共鳴しうる程度にまで引き降ろさなければならない。その限りにおいて見物人は、彼が自分自身の幸福を他の人々の幸福よりも一層強く心にかけて、一層熱心に精出して追求することを許すであろう」（Smith, 1759: 83(198-199)）と述べている。いわゆる「共感（sympathy）」の原理が現れているが、他人からの（への）愛情や相互的愛情もまた、我々にとっての幸福だろう。そういうものも含めた我々自身の幸福への配慮が利己心の発動のさせ方（自己の利己心の高慢の鼻をへし折る）を教えると、ここには述べられている。正義の範囲内での利己心による活動が市場の成熟と成長を牽引する。その利己心（自愛心）は行為者の慎慮（prudence）によって導かれるが、同時に仁恵からまったく独立しているわけではない。正義（政治）・慎慮（経済）・仁恵（道徳）の3つの領域が相互に関連するところに、スミスは市民社会（偉大な社会）のあり様を見ていたのだと思われる（Evensky (2005:112)等参照）。慎慮とは、いわば卓越した経済計算能力とでも理解できるだろう。そのように理解すれば、スミスの正義と慎慮のアイデアはハイエクにも受け継がれ根を降ろしているとみなせるが、仁恵にあたるものがハイエクの思想にどう影響しているかは、必ずしも明らかではないと思われる。これはスミスのいう「公平な観察者（the impartial spectator）」がハイエクの思想の中に見出せるかという問題ではないだろうか。

けるためでもあったのではないかと思われる。「社会正義」と「ノモスにおける正義」との違いがいかなるものかは、次節のテシス（立法の法）の考察での検討課題である。ここでは、スミスは重商主義を批判したがハイエクが批判のターゲットとした社会主義という設計主義的思考は未経験だった、ということをおこしを次節への橋渡しとして付け加えておこう。

3 秩序を形成するルール（2）ーテシスー

(1) テシスの性質①：公法としてのルール

我々の共同生活の中から期せずして発見され、伝統・慣習として受け継がれてきたノモスに対して、テシスは支配者、そして立法機関の手により意識的に、熟慮の上で発明されてきた。前者は個人の多様な目的の追求に資するという意味で道具的ルールであり、しかもこの道具性は結果的に認識されるものである。テシスはこれと正反対であり、あらかじめ具体的な目的が設定された上で設計されるルールである。ではテシスによって目指されるのはいかなる目的なのか。

ノモスが自生した社会秩序にとってのルールであるのに対して、ハイエクによればテシスは典型的には政府のためのルールである。この場合テシスは国家を適切に機能させることを目指して設計されたものであり、いわゆる公法を指す。したがって公法であるテシスと対置されるノモスは私法である。この公法と私法という2つのルールに関するハイエクの理解は、次の記述に際立って現れている。

公法のみが一般的福祉に奉仕し、私法は個人の利己的利益のみを保護するとみなすことは、真理の完全な逆転である。熟慮の上で共通の意図を目指す行為のみが共通のニーズに奉仕すると信じるのは間違っている。むしろ、社会の自生的秩序が我々に提供するものは、万人にとって、したがって一般福祉にとって（・・・）政府組織が

提供しうるたいていの特定のサービスより重要であるというのが、事実である。(・・・)公法は、それが適用される人々に熟慮の上で公共の利益に奉仕することを要求し、一方、私法は、個々人にそれぞれ個人の目的の追求を許し、結果的に一般的利益に奉仕するように個人の行為を限定することを目指しているにすぎないというのが、真実である。(Hayek,1973:132-133 (169-170))

ハイエクがここで強調しているのは、私法の役割が個人の利益の保護のみにあるのではないという点である。個人の利益が保護されることが結果的には一般的利益になるというのが、私法たるノモスが自生するそもそもの要因なのである。私法だけでは一般的利益が保障されないので、公法を設けることで人々にある程度は一般的利益への奉仕を強制する必要がある、ということではない。万人に適用される私法に対して、引用文の後半(中略後の「公法は」以下)で述べられているように、公法はそれが適用される特定の人々に対して、彼らの働きが一般的利益を促進することを狙いとして設計されたルールである。

(2) テシスの性質②：強制的ルール

したがって、公法たるテシスは目的を持つゆえ、その目的に資するような行動を人々に命令する形式をとることになる。ノモスが「～してはいけない」という否定形(消極的形式)の表現をとり、人々の行動範囲を限定するのに対して、テシスは「～せよ」という命令形(積極的形式)の表現をとり、人々に特定の行動を強制することになる。テシスがノモスとは異なり、対象となる人々にその遵守を強制するものであることを、ハイエクは次のように述べている。

行動ルール[ノモス]は、人が指示を遂行するようには、「遂行」、
「執行」されえない。人はそれに従うこともできるし、あるいはそ

れに従うよう強制することができる。しかし、行動ルールは単に許容された行為の範囲を制限するだけで、特定の行為を決定しないのが普通である。(・・・)我々が「法を遂行する」というときはいつも、「法」という言葉で、ノモスではなく、人に特定のことを行なうように指示するシステムを指す。(・・・) 第一の種類のルール [テシス] は我々が政府と呼ぶ組織の構成員のみを拘束するのに対し、第二のもの [ノモス] は社会の構成員に許容される行為の範囲を限定している。法を適用し、その施行を指示する裁判官は、行政官が手段を実行したり、「執行人」が裁判官の判決を実行しなければならないのと同じ意味で、それを「実施」しているわけではない。(Hayek,1973:127(163) ; 下線引用者)

我々はノモスに従うことができる (one can obey) ということは、逆に従わないこともできるということである¹⁴。ノモスを遂行するわけではない。そもそも普通の意味での「遂行」という語はノモスには不適當である。遂行されるためには具体的内容を伴わなければならないが、ノモスにはそれが無い。積極

¹⁴ それゆえノモスは動物的本能のような属性ではない。ミスが指摘したように、市場を生み出す原動力となった交換性向が人間の本性的 (自然的) 属性であるとしても、そこからノモスの内容が一意に決まるわけではない。もしそのように決まるのだとしたら、ノモスが修正されたり進化したり (それが内容解釈の変化であるとしても) という主張は困難になるかもしれない。もちろん生物の形態は進化するが、反射反応のような生命維持に直接的に関連する根源的性質が根本から変化するとは考えにくい。もしも交換性向が消失するとしたら (ほとんど SF 的想定だが)、おそらくそのとき現れる人間は、現在我々が人間として認識しているもののあり様とはまったく異なる様相を呈するものになるかもしれない。だとすれば、その「人間」の間に生じる社会もまた、我々の想像を超えたものとなるだろう (それを「社会」と呼ぶかどうかは別として)。交換性向が自然的だとしても、それとまったく同じ意味でノモスが自然的であるわけではないがゆえに、ハイエクはアダム・フーバー・ヴァン・ドレンに倣って、自然的でも人為的でもなくて「人間の理性ではなく行為の結果であるもの」というカテゴリーを導入し、それを「人間の行為の結果であるにもかかわらず客観的に所与であるもの」(Hayek,1967:104(12); 下線引用者) と定義した。Hayek (1973:20-21) などにおいても同様の議論がある。

的な実行内容ではなく、他人の目的追求を妨げてはいけないという極めて消極的かつ抽象的な示唆をするのみである。この抽象性のゆえに解釈の幅を許し、また具体的場面への適用にあたっては人々の衝突や対立の発生を避けられない¹⁵。だからこそ我々は裁判官を必要とし、また政府という公権力の存在をも必要としてきたのである。

上の引用に施した下線の箇所ですべて述べられているように、ハイエクは公法たるテシスの適用対象を政府の構成員（広く見れば公務員）に限定している¹⁶。テシスは彼らに対する命令であり、政府部内で働く以上そこから逸脱することは許されない。我々はノモスから逸脱することもありうるし、また人々の間での解釈の違い（グレーゾーン）がノモスの修正・発展を促してきたが、テシスにはグレーゾーンがあってはならない。それは遂行されるものであるゆえ、具体的かつ明瞭な指示内容を伴わなければならない。ノモスが我々の多様な目的追求の過程での相互作用において修正・改良されていくのに対し、テシスの修正・改良は、特定の目的、すなわち政府権力を限定し自生的秩序が破壊されないようにするための様々な意図が満たされないときに、立法府による熟慮の上で行なわれる¹⁷。

¹⁵ ハイエクの次の記述を参照。「動物世界同様、少なくとも原始人間社会では、社会生活の構造は実際に守られることによるのみ姿を現す行動ルールによって決定されている。個々の知性の差が相当出るようになってはじめて、相互に伝え合うことができ、はっきりと教えることができ、逸脱行為を改めさせることができ、適切な行動についての意見の食い違いを決定できるような形で、これらのルールを表現することが必要になるのである」（Hayek,1973:43(58-59)）。このような必要性を満たす過程から裁判官という制度が生じたハイエクは考えている。

¹⁶ これは通常いわれるところの公法概念とは異なる。我々は私人であると同時に国家を構成する国民でもある。この場合、国民の公の地位を規定し、その権利と義務を定めるのが公法である。一般的にはそのように理解されるものと思われるが（一般的な意味での公法に関する理解は尾高（1951:39-45）を参照）、ハイエクはここで公法という語を政府組織を運営するためのルールという意味で用いている。

¹⁷ 「議会の母、つまりイギリスの立法府は、どの国よりも長く正義に適う行動ルールすなわちコモン・ローが政治的権威とは独立に存在した国に生まれた」（Hayek,1973:124(159)）と述べられているのは象徴的である。ハイエクの理解に従えば、ノモスを最も尊重してきたと思われる国でさえテシスを必要としてきた。

しかし、政府を構成する人々は、テシスに縛られるからといってノモスと無関係なわけではもちろんない。(自生的秩序の中で生活する以上) 根本的には私人であり、またテシスに従う行為も正義に適ったものでなければならないので、「偉大な社会」においてもテシスはノモスの範囲内で設計される。ただしここで注意しておかなければならないのは、テシスというルールの集合がノモスというルールの集合を含んでいるわけではないということである。テシスの設計に際してノモスが参照されるとはいえ、それはテシスが直接ノモスの性質を備えていることを意味するのではない。先述のとおり、否定形でしか表現できないノモスに対して、テシスは逆に「～をせよ」という命令形で表現されなければならないようにうまく機能しないルールである。これはノモスとテシスとが性質上は対立的な関係にあることを示している。

(3) テシスの性質③：組織のルール

この両者の対立的な関係を考えると、かくも対立的な 2 種のルールが一つの社会秩序の中に共存するのは、一方が他方の難点を補うために、すなわちテシスがノモスを補完するために要請されるからではないか、と思えてくる。しかしテシスはノモスの不備を補うわけではない。ノモスの不備が見出されれば、前節で述べたようにそれは裁判官の熟慮による解釈の修正によって解消され、そうすることでノモスの体系も進化してきくというのがハイエクの見方である。

人々がノモスを遵守しなくなれば自生した秩序は崩壊する。人々は強制によらず自発的にノモスに従って行為するが、自発的であるがゆえにノモスからの逸脱も起こりうるので、その逸脱を防ぐような制度が必要になる。こうして生み出されたのが政府であり、政府の運営のためにつくられたルールがテシスである。ハイエクは市場を自生的秩序の典型例と考えていたが、それに対して、彼が設計的秩序すなわち組織の典型例とみなしたのは政府である。したがって一般化すれば、ノモスが自生的秩序のルールでありテシスは組織のルールであ

ると言える。

テシスとノモスが性質上は正反対のものでありながら、両者ともに広い自生的秩序の中に見出されるのは、その自生した秩序の中に組織が、設計された構造をもつという意味で特殊的に存在するからである。我々が正義に適った行動から逸脱しないようにするための制度が政府という組織であり、テシスがノモスの施行の条件になっているのではない。そうだとしたらノモスの遵守はテシスによる強制の下で行なわれることになる。ノモスが秩序の自生を促すルールであるのに対して、テシスは組織運営のために意図的に要請されたルールである。

(4) テシスと政府の役割との関係

ハイエクは政府には大きく2つの役割があると考えていた¹⁸。ひとつは①正義に適う行動ルールが実際に人々の間で遵守されるようにすること（人々が安心してノモスを遵守できるようにするための保障の提供）¹⁹であり、もうひとつは②市場では十分な供給が見込めない可能性のあるサービスを公共的に提供することである。しかし②ですら政府が独占的に供給しなければならないわけではなく、私人間での努力によってもたらされる見込みはある。ただし市場における競争活動を牽引するのは個人の利益追求心であり、それゆえ結果的にはその見込みが不完全にしか実現されないこともある。政府はその場合の保障を用意するが、しかしその狙いはあくまでも、社会に分散した知識の最大限の有効利用を目指す競争機能の促進にある。ハイエクは、基本的には政府の役割をそのように捉えている。

①の役割はまさに、競争機能の十分な活用をもたらすために必要とされる。

¹⁸ Hayek (1973:46-48, 1979:41ff) 等。

¹⁹ これは主に「私有財産の保護」と「契約の履行の保証」を指しており、そこには警察権力の行使が含まれる。また国防も重要な政府サービスである。

それは我々が市場を十分に活用して自生的秩序としての社会を發展させていくことを含意している。したがって②よりも①の方が政府の仕事としては重要だと認識される。政府が、①>②というウェイトの置き方で、この①と②に特化してはたらく「場合に、非常に平和で繁栄した社会が想像される」(Hayek, 1973:133(170))とハイエクは述べている。つまり、公法が存在することの正当性は①に求められるのであり、政府がその役割のウェイトの置き方を①<②に逆転させてしまうと、政府の正当性も失われるということである。これは以下で述べるノモスとテシスの区分の重要性を示唆している。

(5) テシスの発生過程①：自生から設計へ

テシスとノモスとの相違を際立たせるために、テシスが発生する過程をハイエクがどのように見ているかを追ってみることにしよう。

我々の社会が原始的な「部族社会」型社会から文明化した「偉大な社会」型社会にまで成長する過程で、部族社会で生まれた支配者と被支配者との関係は変容を遂げてきたが、テシスは初期の段階では支配者が民を治めるための細目を定めるルールとして発生したとされる。いわば統治原理である。とはいえず「絶対的支配者ですら(・・・)[その]権力の程度は、無制限が常態ではなく、彼の権利についての支配的意見に依存していた」(Hayek, 1973:126(161))。支配原理として意識的に生み出されたものではあったが、その具体的な中身は支配者の独断的意志によって決められたのではなく、共同体内でのノモス的な意見に基づいて決定されていたと考えられる。

ハイエクは政府を「熟慮の上の発明」と捉えているが、これは政府がまったく自生とは程遠いしかたで生まれてきたという意味ではない。支配者として、それが集団のリーダー的存在を意味する限りでは、最初は自生的に現れたはずである。人々の間で争いが生じればそれを調停しようとする人物が自ずと現れる。原始的な社会で考えればこのような人物は集団のリーダー的存在にあたる²⁰。

猿の群れにおけるボス猿の存在は、猿の設計によるはずもなく、自ずとボスを群れの頂点に置くシステムが現れたはずである。人間社会の支配者として同じだろう。

集団が成長して規模が拡大していけば、一人の支配者による統治はやがて限界に達し、支配者は部下を率いて支配集団を形成するようになると考えられる。つまり集団が成長し規模が拡大する過程で支配の形態も変化していき、人々の合意の上か、あるいは集団内で最大の権力を掌握していた人物の独断の創案によるのか、ともかくも何らかの方法で統治機関が生み出されることになる。その意味ではたしかに政府は、我々全員または誰か 1 人（または少人数のグループ）の意図的な発明品である。

政府に代表される統治機構を、初期形態としては自生的に生まれたしくみであり、後に熟慮の上でその内容が設計・開発されるに至った発明品とみなすならば、テシスと呼ばれるルールに関しても、初期の段階では具体的内容をノモスに頼っていたが、やがては人々の支配・統治という目的に見合うように中身が改良・設計されるようになったと捉えることができる。こうしてテシスは、支配者の統治原理というレベルから、統治機関としての政府が従うべきルールとなった。

原始的な支配者ですら、ある集団の中で支配階層が形成されるにつれて、その構成員を統率するルールの必要性に迫られたことだろう。社会が複雑化するにつれて支配機関＝政府の仕事も人員も増え、そのコントロールのために必要とされるルールも増えていったと考えられる。

²⁰ このときリーダーが行なおうとしたのは、その集団を形成・維持してきたノモスの明示化だったはずである。リーダーと紛争当事者のいずれとの間にも利害関係がないとすれば、ノモスによって争いを解決しようとするのは、誰もが納得するという意味で合理的である。

(6) テシスの発生過程②：自生的秩序に対する保障的役割

社会的なルールの生成が自生的段階から設計的段階へと変化するにつれ、ルール自体にも分化が生じたことを、ハイエクは次のように述べている。

政府という装置を支配するこれらのルールは、社会全体の自生的秩序の基礎をなす普遍的な正義に適う行動ルールとは違った性格をもたざるをえないであろう。それらは特定の目的を達成するために、あるいは何かをするように命じたり、特定の結果が実現されるように命じたりする積極的の命令を補完するために設計された組織のルールである。またこのルールは、そのような目的を果たせるように政府を機能させる様々な諸機関を設置するために設計されたのである。

(Hayek, 1973:125(160))

支配機構としての政府の原型は独裁の支配者にある。それは被支配階級である人々に対してルールの遵守を強制するものだった。しかしここで述べられているルールは、政府が統治という目的を実現するために、すなわち社会秩序を維持するために、政府によって具体的に行なわれるべきことを取りきめ、またその実施のみに政府の権限が限定されると明示することを意図したルールである。

人々の集団が拡大・発展するにつれ統治機構も発展し、ノモスとして機能してきたルールとは異なるルールが生まれ出されることになった。もともとはノモスとしてのルールしか存在していなかったことを考えると、秩序が成長していく過程でルールに分化が生じたともみられるだろう。人々の間でノモスとして受け継がれてきた自生的ルールに対して、テシスは、支配者が人々にノモスを遵守させるための統治原理として生まれ出され、さらには政府組織の運営ルールへと変化していった。

支配者の統治原理という語からは、支配者がいかにして民を支配するかの手続きとか民への強制の手法などの内容が想像される。だが、ハイエクがテシスと呼ぶルールは、支配者が一般の人々に対して何らかの強制を行なうためのルールではなく、社会秩序が維持されるように、換言すれば自生的に発生した秩序が円滑に運営されていくように、ある種の保障的役割を果たすものである。もしもテシスが我々に、正義に合った行動ルール（ノモス）の遵守以外の何らかの特定の意図を強制するものだとしたら、ハイエクがそのようなルールの存在を許容することはありえない。

命令として機能するテシスの対象はあくまでも政府の構成員たる特定の人々である。こうしてテシスは、原始的な社会集団の中でノモスを参照することにより支配者が生み出してきたルールから、偉大な社会の中で政府の役割とその組織管理のために設計されたルールへと、その性質を先鋭化させることになった。

(7) テシスとノモスの対立性

秩序を生み出したのはノモスに従う人々の行為であり、テシスに従う人々の行為は組織の効率的な運営を促進する。テシスは、人々がノモスに従って行為した結果として生じる秩序の成長過程で、支配階層内部で生じた組織管理のために支配者によって要請された。ノモスはその補完的ルールとしてテシスを直接必要としたわけではない。秩序と組織とは補完し合う関係にありうるが、それぞれが必要とする2種のルール自体が補完し合うわけではない。

テシス（立法）的発想すなわち「法はつくられる」という観点から発生したとされる法実証主義、さらには特定の目的を想定せざるをえない功利主義、または人々への目的の強制を避けられない社会主義、ひいては全体主義といった、総じて設計主義的思考を、ハイエクは徹底して批判した。ノモスとテシスとは性質上鋭く対立するものだというハイエクの認識の重要性を見逃してしまうと、

彼の設計主義批判の根拠がこの 2 つのルールを混同することの危険性にあることも見逃してしまうだろう²¹。そしてこれらの立場は「社会的正義」の主張に通じる。これは正義にある特定の内容を与えようとするものであり、ハイエクはそのような正義観念が人々に強制されることが、秩序の自生という自然な社会の成長過程を妨げるものだと見ている。以上のような理由から、ノモスとテシスという 2 つのルールが、それ自体で補完的關係にあるわけではないことを確認しておくのは重要であると思われる。

(8) ルールと秩序の関係

自生的秩序は、根本的にはただひとつのルール（ノモス）に従う人々の行動によって支えられている。しかしそのルールとして「はじめにルールありき」のではなく、人々の行為の結果として生じた、すなわち発見されたのであって、それを意図的に生み出そうとする人為的な操作があったわけではない。これはハイエクの経済思想を理解する上でもっとも重要な点だと思われる。

どのようなルールが社会秩序を形成・維持する優れたルールなのか、我々はあらかじめ知っているわけではない。つまり、我々はルールに対して不完全な知識しか持ちえないという意味で「無知」なのであり、それゆえにルールを発見しえたのである。ノモスの発見とは、いわば我々にとっての「無知の知」である。解消されることのない不確実性の中で試行錯誤を繰り返すことによって（市場での交換行為に象徴される相互的な行為を継続することによって）、ルール自体も我々が意図することなく生じてきた²²。そしてそのルールが我々の

²¹ 設計主義は理性により社会秩序は意図的に設計できるとする点で、我々の理性に絶対的な信頼を置く理念である。これはハイエクがヒュームを含むスコットランド啓蒙に連なる人々から受け継いだ「人間の無知」という重要な論点に真つ向から反対する理念である。ハイエクは理性を、我々の社会的な（相互的な）行為の過程から発生し成長したと捉えており、したがって当然、理性は究極的には将来を完全に予見できるという意味で万能なわけでは決してなく、それゆえに我々の「無知」を認識するというある種の謙虚さが重要となる、と考えている。

生活に浸透していくことによって、我々は社会秩序が生じていることを知る。自然界に隠されていたルールを探し出してきたわけではないので、たしかに「はじめにルールありき」ではないが、ルールに従って行為することから秩序が生じてくるという意味では「ルールが先で秩序が後」ということになる。

この捉え方に対しては、秩序がなければルールもないのだからルールと秩序は一体であるという点で両者の発生に後先はない、という反論が投げられるだろう。この反論には、前章2の(5)で考察したルールの規範性という側面に注目することで応答できると思われる。我々は秩序を発生させるためにノモスを守るわけではない。そうだとすれば自生的秩序ではなくなってしまう。意図せざる結果として発生するがゆえに自生的なのだから²³。自然界に見られる自生的秩序（有機体の構造）の原理となるルールには何の目的も想定されず、何の意図も含まれないゆえに記述的であると捉えられる²⁴。この場合「記述的である」とは自生的秩序の構造を説明するという意味である。ところが正義に適った行動のルールとしてのノモスには、不確実性への対処の必要性を満たすという点で、行為の指針としての規範性が見出される。我々は一定のルールに従って行為すべきことを学んできたが、秩序はそのような行為の結果として見出されるのである。

交換行為を行なう二者が両者の間にルールを見出せたとしても、そこからただちに秩序があると認識することはないはずである。なぜならば、多数の人々

²² ハイエクは「自生的秩序が依拠するルールも同様に自生的起源をもつにちがいない」(Hayek, 1973:45 (61))と述べている。意図的な設計と強制がない限り、ルールも自生的要素と捉えられる。しかしここでいうルールは本能的なルールとは区別されるべきだろう。本能的・生得的なルール（動物的本性）に対して、ノモスにせよテシスにせよ、ア・ポストエリオリに獲得されるルールだが、しかしノモスは意図せざる結果として発見されるという点が、その興味深い特質を示している。

²³ それゆえに行為の模倣、つまり、根拠は知らないが今まで行なわれてきた慣習に従うという義務的行為が、自生的秩序の維持と発展に不可欠となる。

²⁴ したがって、この場合のルールは物理法則と同様の意味合いを持つので、「ルール(rule)」よりもむしろ「法則(law)」という語の方が適切だろう。

の間にルールに従った行為のパターンがあることを理解できて初めて、秩序の存在を認識できるからである。次節で示すように、ハイエクは「秩序」という語を人々の間に行為パターンが見出せることを説明する語として用いており、「自生的秩序の形成は、その諸要素が直接的環境に反応するに際して一定のルールに従うことの結果である」(Hayek,1973:43(58);下線引用者)と述べている。

4 2つの秩序—コスモスとタクシス—

(1) ハイエクの秩序概念

「秩序」という語からは一般的に、複数の要素が何らかのしかたで整然とした体系を形づくっている様子が連想されるだろう。ある状態を指して「秩序がある」という場合、規則性があるとか、成員間で一定のルールが守られているなどといった整然とした様態を、我々はそのに見出している。ハイエクの用いる「秩序」の語義もこのような日常的な感覚と異なるものではないが、この語の意味に含まれるある側面、それは普段あまり意識されてはいないと思われる側面だが、彼はその側面の重要性に我々の眼を向けようとしている。

ハイエクは「秩序」という語の意味を次のように定義している。

「秩序」によって、我々は全編を通じて、様々な種類の多様な諸要素が相互に密接に関係合っているので、我々が全体の空間的時間的なある一部分を知ることから残りの部分に関する正確な期待、または少なくとも正しさを証明できる可能性の大きい期待をもちうる事象の状態を、叙述することにする(Hayek,1973:36(49);下線引用者)

諸要素が関係合っていることから、その要素で形成された構造の全体像を

把握することが期待されるというのが、おそらく日常的にはあまり意識されていない、秩序の持つ性質ではないかと思われる。成員が同じルールに従っているのだから、自分以外の成員がどのように行動するかは、たしかに予測できるはずである。日常生活において我々がこのことをあまり意識していないのは、もしも社会に秩序があるならばその必要がないからだろう。意識せずとも我々はルールに従って行動することを他人との間で黙約し、それゆえに他人の大まかな行動を予測できるという意味で安全な生活を営むことができる。しかしこの当たり前の事実こそが、ハイエクの自生的秩序論の理解には最も重要だと思われる。

(2) コスモスとタクシス

現在にあっては意識せずとも秩序を維持して生活しているとはいえ、その秩序はもちろん突如として形成されたわけではなく、何らかの経過をたどって出現するに至ったものである。ハイエクはこの秩序の生成に関して、「つくられた (made) 秩序」と「成長した (grown) 秩序」の2つを区分する。そして前者にタクシス (taxis)、後者にコスモス (cosmos) というギリシャ語を充てる。

タクシスは「例えば戦場の秩序のようなつくられた秩序」を表す。戦場の秩序とは軍律のようなものを指すと思われ、指揮官と兵士とが命令系統によって行動する場合に生じる秩序である。他方、コスモスは「ある国家や社会における正しい秩序」を表す語とされる。国家や社会における正しい秩序とは、いかなる秩序を指すのか。何ををもって正しいとみなすかは、国家観・社会観によってさまざまだろう。ハイエクはこの「正しさ」という語の意味を自生に求めている。すなわち、「正しさ」とは誰かの意図によって定義されるものではなく、社会を構成する人々が相互に関係し合う過程から、誰によっても意図されることなく次第にその意味するところが了解されていくようなものだと考えられている。そしてハイエクが自生的秩序のモデルとして、単なるモデルではなくそ

のような秩序の性質を際立った形で確認できるという意味で、自生的秩序のいわばレファレンスモデルと捉えているのが市場である²⁵。

「誰かの意図による」ということと、「誰の意図にもよらない」ということの違いは、そこに特定の目的が想定されているかどうかの違いに求められる。秩序が誰の意図にもよらないということは、その秩序自体には何の目的も付与されないということであり、誰かの意図によって作り出される組織には、作り出した人物の目的が付与される。もちろん自生的秩序の成員一人一人にはそれぞれの目的があるが、そのうちのどれかが特別に取り上げられ、それが全体の目的とされることはない。ハイエクは個々の成員（個人）の目的をもった行動が相互に作用することで秩序が形成されると考えているので²⁶、もしも自生的秩序における我々のそのような個人的な意図（目的の追求）が、秩序自体に対して何らかの意味をもつとすれば、秩序の形成と維持とに関わる（資する）という程度のものでしかありえないだろう。したがってハイエクは、自生的秩序における意図と組織におけるそれとを区分するため²⁷、前者に対して「機能」という語を充てる。例えば人間の身体の各部位における機能とは、単

²⁵ ハイエクは秩序と組織の区別に関して、Hayek (1966/1967) において「個人の持てる知識を各々の目的のために自由に使うことを認める抽象的原則に立脚する自生的秩序と、命令にもとづく組織や配列」(163(71))という、より簡潔な定義を与えている。また同論文の同箇所では、マイケル・オークショットの用語を借用して、成長した（自生した）秩序としての社会の特質を「法支配的 (nomocratic)」、設計された（つくられた）秩序の特質を「目的支配的 (teleocratic)」と呼び、自生的秩序にはコスモスとは別にノモクラシー (nomocracy) という語を充てている。

²⁶ このような捉え方はまさに、自生的秩序のレファレンスモデルが市場であることを示している。市場では個々の参加者が自己の利益を追求するという意図によって行動し、その結果として秩序が生成される。したがって、その秩序が誰の意図にもよらずに出現する限り、市場秩序は個々の参加者に利益をもらしうるものでなければならない。そうでなければ個々の成員の利益追求行動と矛盾することになる。

²⁷ 島津 (1986:107-109) に自生的秩序と組織の区分に関する詳細な用語リストがある。そこでは「意見」と「意志」という対比が見られる。自生した秩序の維持には人々の意見が反映されるが（民主制のような場合を考えよ）、組織の維持は支配者の意志（目的）によって行なわれる。

にその部位のはたらきを意味するにすぎず、その部位が特定の目的を持っているわけではない。各部位の機能によって身体全体が機能し、生命が維持される。自生的秩序も同様なものと捉えられている²⁸。

(3) 秩序と組織の共存①：組織の自生

たしかに社会全体は、個々の成員つまり我々の一人一人が維持しようと努めることで運営されているわけではない。我々個々人は他人と共存することで自身の生活を可能としているが、日常の中で我々が実際に考慮できるのは、自分の周辺のごく限られた人々のことだけである。しかも基本的に我々が目指すのは自己利益の獲得である。我々の社会の規模を拡大させた要因のひとつが、自己利益を追求する個々人の利己的な行動であることは否めないと思われるが、そうであればこそ規模が拡大するにつれ、秩序の維持を自生的な原理だけで賄うのは困難になる可能性もまた否定できない。集団を維持するにはその成員間の協調的な行動、すなわち、たとえ自分の利益を減少させることになっても、相手にも（自分同様に）納得できるだけの利益がもたらされるような相互的行為が必要なことを、我々は経験的に理解している。自己利益のみを追求し続けるのであれば、匿名性の高い拡大した社会の中で協調行動が自生的に生み出されるのかどうか疑問視されたとしても、それは無理からぬことである。

あるいは、自生的な秩序維持が困難であるかどうかは別として、我々は社会

²⁸ したがって、自生的秩序は有機体のイメージに似ている。だがハイエクは有機体という語を敢えて避ける。その理由は次のように説明されている。有機体は成熟後にそれを構成する各部位が一定の位置を占め、固定した機能以外を果たさなくなるが、社会を自生的秩序と捉える場合、成員にはそのような固定した地位も機能も想定されない。その意味ではターゲットとされる成熟段階がなく、常に成長または変化を続ける（Hayek, 1973 : 52-53(70)）。人間の社会の場合、我々の一人一人が秩序の維持という抽象的な機能を維持するとしても、例えば動物の消化器官のように、食物の消化と栄養の吸収という機能に固定されることはない。つまり、有機体の機能は人間の社会における機能よりも具体的な内容をもつということになる。ここにはおそらく社会の進化（文化的進化）というアイデアが反映されているだろう。社会は絶えず成長するものと期待されるが、有機体における成長には、個体として見れば、その終着点として機能低下と消滅が想像される。

秩序の維持と成長に資することを期待できるような組織の存在を認め、それらと共存していることも事実である。ハイエクはこれを次のように述べている。

最小規模以上の人間集団においては、協働は常に熟慮の上の組織だけでなく自生的秩序にも依存する。疑いもなく、多くの限定された仕事にとっては、組織が有効な調整の最強の手段である。それは生まれてくる秩序をより完全に我々の願いに適応させていくことができるからである。他方、考慮すべき事情の複雑さのために自生的秩序に寄与する諸力に依存せざるをえないところでは、この秩序の特定の内容に対する我々の支配力は必然的に制限されている。(Hayek, 1973:46 (62))

部族社会はカリスマ的なリーダーの指令により統括され、支配者の示す目的を共同で追求することにより存続できた。集団の規模が拡大するにつれ、そのような単一支配型の構造が崩れ、あるいは崩れることによって規模が拡大し、秩序の自生的成長を促す原理、すなわちノモスの発見とそれへの従属が、人々の間に普及し定着することとなった²⁹。だが今度は逆に、ノモスの支配により拡大した秩序は、そのさらなる成長にとってテシスに基づく組織を必要とするようになった。その理由をハイエクは、秩序の特定の内容に対する我々の無知

²⁹ このように見ると、テシスの方がノモスよりも早い時期に出現したように思われるが、そうではない。ノモスは人類が言語を獲得する以前から存在したと考えられる。「動物世界同様、少なくとも原始人間社会では、社会生活の構造は実際に守られることによつてのみ姿を現す行動ルールによつて決定されている。個々の知性の差が相当出るようになってはじめて、相互に伝え合うことができ、はっきりと教えることができ、逸脱行為を改めさせることができ、適切な行動についての意見の食い違いを決定できるような形で、これらのルールを表現することが必要になったのである」(Hayek, 1973:43 (58-59) ; 下線引用者)。集団規模が拡大するにつれ、意見の食い違いに個人人間で決定を下すのが難しくなると、支配者によるルールの明示化が必要になり、やがてその支配者の意図的な命令が集団を統括する(部族社会)ようになって、テシスがノモスに置き換えられた社会が出現した。

にあると考えている。個々人は秩序の全体像を決して把握することができないが、実はそのことがまた、ノモスだけでは秩序の維持と成長がままならないという現実をも生み出すことになった。

上の引用につづけてハイエクは次のように述べている。

しかしながら、2種類の秩序が、何らかの複雑性を持った社会ならどの社会でも常に共存するということは、我々がそれらを好きなように組み合わせることができることを意味しない。すべての自由社会で我々が実際に見出すことは、特定の目的を達成するために人々の集団が組織に参加するけれども、個々の個人と同様にこれらの個々の組織全ての活動の調整は自生的秩序に寄与する力によってもたらされているということである。家族、農場、工場、企業、会社や各種団体、政府を含むすべての公共機関は組織であり、これらはさらに包括的な自生的秩序に統合される。(ibid. ; 下線引用者)

最初の下線部には注意を要する。なぜ組織を好きなように組み合わせることができないのか。それは端的に言って、我々が組織を意図的に生み出したわけではないからである。組織も自生した、つまり組織もまたノモスを遵守する人々の行動から生み出されたとハイエクは見ている。だから特定の意図の下に組織を組み合わせることはできない。組織の例として「家族、農場、工場、企業、会社や各種団体、政府を含む各種公共団体」（各種公共団体の中で特記すべきなのは軍隊）などが挙げられているが、これらはすべて最初から固定した形態を持つものとして生み出されたのではないだろう。個人が担当した個々の活動が拡大するにつれ、それが一つの組織を形成するようになっていったはずである。テシスの議論の際に触れたが、政府でさえも最初は部族のまとめ役であったカリスマ的支配者から成長したものと考えられる。

集団内で自然に（自発的に）発生した仕事が拡大するにつれ、その仕事は多くの人によって営まれるようになる。これらの仕事は集団内で自生した個人の分業であり、やがてその仕事は組織によって行なわれるようになり、その組織内でもまた分業が行なわれる。この場合の分業は組織内でルールに従って割り当てられた仕事の遂行を意味する。「自生した組織」と表現するのは一見すると矛盾のようにも思われるが、秩序が成長するのと同様に組織も集団内で自生した仕事から発展したと見れば、組織を広い自生的秩序の中で自生した要素の一つと見ることができる。上の引用文の最後の文章（下線部）がこのような見方を表していると思われる。

(4) 秩序と組織の共存②：政府の重要性

組織のうちでもハイエクは政府を特別視する。前章でも述べように、ハイエクは政府の機能として①「秩序の基礎となるルールの施行」と、②「自生的秩序がうまくつくり出せない別のサービスの提供」との2つを考えている。

自生した組織の機能は、それぞれの組織が得意とする財の生産やサービスの提供にあるが、ハイエクによると政府の機能はこれらの諸組織の機能の維持と促進にある。彼は政府のこの機能を「工場の営繕班のようなもの」(Hayek, 1973:47(63))と表現している。政府が財・サービスを供給するのではなく、政府はあくまでも、自生した秩序が維持され成長できるように、それらの供給を確実にすることである。これは上述の政府機能①を指し、さらに究極的には、秩序を自生させる行動ルールを我々が遵守するように何らかの強制手段を用いることを含意している。この点で政府は他の組織と異なる特別な存在だと認識される。ハイエクはこの①の機能が「全体秩序維持にとって不可欠な条件をつくり出す」と述べている。

組織、とりわけこの政府という特殊な組織が、自生した秩序の維持と成長に必要であるという点、もう少しハイエクの議論に沿って考察してみよ

う。

そもそもノモスは、我々が生存環境の特定事実に適応していく過程で発見されたものである。対人関係を含め周囲に生起する様々な事情に対し、我々は自分にできるだけ有利なように適応することで生存を確保し、その過程で社会的な共同性も形成されていったものと考えられる。だとすれば自生的秩序とは、生存環境（自然的なものも社会的なものも含めて）への我々の適応の結果として出現した、ある種の特殊な事態だとも言える。さらにその適応過程にはゴールがない、つまり、自生する秩序にはあらかじめ目的がなく、また支配者の意志が秩序を統括しようとしなからざる限り、その過程からも秩序全体を支配する特定の目的が設定されることはない。個々人が持つ具体的かつ多様な目的が自ずとすべて一致するなどということ想像するのは困難だろうし、また秩序の規模が大きくなればなるほどその確率も極めて小さくなると思われる。したがって、終着点がないという意味において、自生的秩序は際限なく拡大し、その複雑さも無限に増大すると考えられる。

さらに、このような複雑さの増長が想定されるのは、我々の誰も秩序の全体像を把握する必要がないという経験的事実にもよる。個人がいかなるルールに従っているかはルールの発見によりある程度把握されるが、個人に特有の事情のすべてが知られることはないので³⁰、それらの事情に対してどのような適応がなされるのか、そのパターン予測はできるとしても、事前にかつ完全に、具体的な適応の仕方を把握することは決してできない。ところが自生的秩序はそのような適応の結果として具体的な内容（社会の性質）を伴って出現するのだ

³⁰ これがすべて知られるのは極端な管理型社会であるが、それでもなおそのような社会が空想の域を出ることはまずないだろう。さらに、高度な管理型社会であってもすべての個人がすべての他人の特殊事情を知ることはおそらくない。なぜならば、そのような社会には極端に強力な支配・管理機構が必要であり、すべての情報がその機関の下で集約・操作されるため、個人がそれにアクセスできる可能性は限りなく小さくなるからである。このような極端な管理型社会の例として、我々は監獄を想像することができる。

から、どのような秩序が現れるかは未知だということになる。

しかしこれは逆に言えば、個々人の具体的な適応に対しては我々が無知であるがゆえに、秩序の複雑さをどこまでも高めることができるということでもある。つまり、その全体像を我々が完全に把握することは不可能だという意味で、その秩序は複雑なのである。敢えて強調した表現をするならば、我々は既知の一般的なルールのみを頼りにして行動することしかできないので、その結果として出現する具体性を伴った秩序（例えば今我々が生活しているこの世界）は複雑にならざるをえない。このことが示すのは、仮に我々が望む秩序の姿があるとしても、自生の原理だけに任せるのではそれを実現することは無理だということである。

政府はこのような自生的秩序の限界を認識することから生じてきたと説明することもできるだろう。我々が最初からそのような限界を認識していたかどうかは別として（おそらく認識できてはいなかっただろうが）、政府という特殊な組織が自生した秩序の内部に存在する理由を、多かれ少なかれ秩序が持つ欠陥を補うためにそれが必要とされたのだという理解に求めるのは合理的であるし、また一般的にもそのように了解されるものと思われる。

(5) 秩序と組織の相反性

だがこのことは、ハイエクの自生的秩序論が孕む深刻な問題点をも生み出すことになる。どのような政府が適切と判断されるのかは、当の秩序が持つ性質に依存する。政府の役割として一般的には上で述べた 2 つが指摘できるとしても、その具体的な内容や程度は一律には決定できない。拡大した秩序内でノモスの遵守が滞りなく行なわれていれば、政府の支配力は小さくてよい。反対にノモスがうまく機能していない社会ならば、政府の支配力は大きなものとならざるをえない³¹。だとすれば、組織の出現に関して次のような見方が成り立つ。我々が政府に象徴される組織を肥大化させるかどうかは、我々がどのよう

な秩序を生み出すかによるが、生み出される結果に対して我々は無知なのだから、組織の影響力を我々が意図的に制御するのは不可能である。つまり組織は、仮にいったん肥大化が始まれば際限なく肥大化するかもしれないし、あるいは逆に、組織の支配力が必要な場合でも、それを十分に得ることができないかもしれない。

だからこそハイエクは次のように述べている。

我々の主な主張の一つは、自生的秩序と組織は常に共存するであろうが、これら 2 つの秩序原理を思いのままに混合することは依然としてできないということである。もしこれがより一般的に理解されていないとすれば、両種の秩序の決定にはルールへの依存が必要であり、2 つの異なる秩序が必要とするルールの種類の重要な相違が一般的に認識されていないという事実のせいである。(Hayek, 1973:48 (65))

自生的秩序には秩序全体の目的がないが、組織にはそれ全体で目指されるべき特定の目的がある。これは、組織がその目的の実現のために特定の知識を必要

³¹ ハイエク自身が政府の支配力に関してこのように明示的に述べているわけではなく、これは一つの読み方にすぎない。政府の支配力に対するこのような捉え方は、ヒックス『経済史の理論』(Hicks, 1969)における慣習経済と指令経済の対比を想起させる。ヒックスは工場のような非市場組織においても、慣習経済的な原理と指令経済的な原理とが状況に応じて勢力交代を繰り返すと考えている。平和な状態では慣習経済が発展するが、戦争などの特殊な状況下、それは一般化すれば人々の生活に対する危険度が高い状況と言えるが、そのような状況に至れば指令経済が勢力を強めるというものである。この場合、慣習経済を「自生的秩序」の性質をもつもの、指令経済を「設計的秩序」の性質をもつものと見てよいだろう。もちろんこれらはパラレルに対応するわけではない(ヒックスの区分が非市場組織の様態に適應されたものであるのに対して、ハイエクの区分は市場と組織という対立的な 2 つの秩序に関する区分である)。ただしこれらをアナロジーとして見ることはできるだろう。

とするというものであり、なおかつその知識を意図的に有効利用する必要に迫られるということの意味している。しかし、ノモスを考察した際にも指摘したように、ハイエクの知識に関する考え方の要点は、拡大した秩序においては知識の収集と管理と有効利用のすべてを一機関に任せることはできず、むしろ個人が持つ特殊な知識を自らの利益追求活動に利用するのに任せた方が、結果的には社会全体としても知識の有効利用ができる、という点にある。ハイエクはこれを市場秩序の中に見出した。したがって、組織（とりわけ政府）を肥大化させれば、自生の原理によって可能になるはずの知識の有効利用が妨げられることになり、本来自生的秩序の維持と成長に必要とされたはずの組織が、逆にそれを阻害することになってしまうのである。

(6) 秩序と組織の相補性

ここで、前章で述べた 2 つのルール（ノモスとテシス）の対立を思い起こしていただきたい。それぞれのルールに意図されていたことは、知識の利用という観点から見れば、やや極端な捉え方ではあるが、ノモスが知識の利用の拡大であるのに対して、テシスは知識の利用の制限だということになる。それゆえ、この 2 つのルールの対立は強調される必要がある。自生的秩序は必要に応じてその内部に組織を生み出したし、逆に組織は秩序の維持と成長に資する限りにおいてその存在を維持できる。だがそれぞれを特徴づけるルールは性質上鋭く対立するものであり、それらを混同することは、自生的秩序と組織のそれぞれが持つ利点を曖昧にしてしまうことになる。

これは知識の利用という観点からも強調されてしかるべきだと思われるが、これに関して、ハイエクの次の記述は注目に値する。

ある程度までは、どんな組織でも特定化された命令だけでなく、ルールにも依存しなければならない。その理由は、自生的秩序がルー

ルだけに依存することを必要とさせている理由と同じである。つまり、特定化された命令よりむしろルールによって個人の行動を導くことによって、誰も全体としては把握していない知識の利用が可能になるということである。その構成員が組織者の単なる道具ではない組織はすべて、各人の果たすべき機能、達成すべき意図、援用すべき方法についての一定の一般的側面のみを命令によって決定し、細部の決定はそれぞれの知識、技能をもった個人に任せるであろう。

(Hayek,1973:48-49(65))

組織といえどもある程度はメンバーの自由な行動を必要とする。そうでなければ組織ですらその目的の効率的な達成を見込めない。

たが組織にとっては、この事実はある種のジレンマでもありうる。というのも、細部の決定をメンバーの自由裁量に任せるなら統括者はメンバーの行動を完全には把握できないことになり、それが組織の崩壊をもたらす可能性を拭い去れないからである。ところが自生的秩序はその正反対であり、統括者がいるとしても、彼にはメンバーの細部が把握されないのでその支配力も限定的にならざるを得ない。まただからこそ個々のメンバーの自由な行動が保障されるのであり、それゆえに他のメンバーにも秩序があることから利益がもたらされると期待される。組織の利益とは、組織のメンバーの利益をダイレクトに指すのではない。そもそも組織が目的を持つということがハイエクから見れば擬人化の誤謬である。それゆえ、突き詰めれば、組織の利益とは支配者の利益であるということもできる。

自生した秩序からもたらされた利益は特定の誰の利益にも特化されないの、個人の利益が増大すると期待される限り、秩序は無限に複雑化し拡大していく。逆に、設計された組織は設計者の利益を特定の目的とするならば、その利益が増大するまで拡大する。仮にその利益のさらなる増大を設計者が目指すなら、

もはや肥大化した組織を 1 人の手で管理運用するのは無理であるゆえ、組織内の個々のメンバーの自由な行動に期待せざるをえなくなる。しかしそれは、テシスでメンバーを縛る組織が、ノモスのような一般的ルールに従って人々が行動するタイプの秩序へと変貌していくことを意味する。これをハイエクは次のように述べている。

近代社会の構造が、熟慮の上で組織が達成しえたものをはるかに超えるあの複雑さの程度を達しえたのは、それが組織に依存していたからではなく、自生的秩序として成長してきたからである。
(・・・) たまたま適切なルールを採用した人たちは、複雑な文明を発達させ、それがその後しばしば他に広がっていった。したがって、近代社会が複雑化しすぎたからそれを熟慮の上で計画しなければならぬと主張するのは逆説的であり、こうした事情の完全な誤解の産物である。(ibid.:50-51 (67) ; 下線引用者)

組織ですら自生的秩序の性質を備えたものであり、また拡大した組織を維持するには秩序を自生させた原理に多くを頼らざるをえなくなる。それにも関わらず、社会の組織的な管理を唱えるのは、ハイエクから見れば、かつてカリスマ的支配者の指令によって統治されていた部族社会への「先祖返り」³²を求めることにほかならない。だが、我々の社会が時とともに変化したとしても、そのような先祖返りの対応が必要とされることは決してないのだという保障は、おそらくない。先祖返りをしなくても大丈夫だと言えるとすればそれは、引用の下線部に見られるように、「たまたま」ではなく確實に、我々が適切なルールを採用しうると言える場合のみである³³。これはハイエクの議論が持つ弱点

³² この語は Hayek(1979:165 (229)) において、市場経済を道徳的に不適切な制度とみなし「分配の正義」を主張する人々への痛烈な批判として用いられている。

のようにも見えるが、同時に、この「たまたま」という語は、ある種のリアリズムを示している。これはおそらく、社会主義が目指した「計画の理想」への方法論的批判という、ハイエクの強い主張の一つにもつながっていく態度であると思われる。

5 結論

ノモスとテシスという相反する 2 つのルールに対して、それぞれに従う人々の行動から、コスモスとタクシスという相補的な秩序が形成される。コスモスすなわち自生的秩序と、タクシスすなわち設計的秩序とは、性質上は対立する関係にありつつ互いに補完し合う関係にある。この 2 つの秩序を単純な二分法的対立の構図で捉えるのは、ハイエクの考える社会秩序のあり様を誤解する第一歩である。

原始の時代、人々は自ずと共同して生活するようになり、まだ言語も未発達段階であっても共同生活が成り立っていたとすれば、そこには何らかのルールがあったはずである。ノモスの原初的な形態はそのようなルールであったと思われる。そのようなルールはもちろん、誰にも意図されずに生じたものである。

やがて集団が拡大するにつれ、猿の群れにも見られるように首領的存在が現れ（これも自生的であっただろうが）、その人物が集団を統治するために、まずはノモスの明文化が必要とされるようになった。ルールの明文化という役割は、時代が下って文明化の進んだ状況になると、裁判官の役割として現れてく

³³ この点に関して山中(2007:第3章)は、ハイエクが初期の『自由の条件』から後期の『法・立法・自由』、さらに遺作となった『致命的な思い上がり』にかけて、自生的秩序の可能性に絶望的になっていったのではないかという見方を示している。それゆえにハイエクは、相互利益がもたらされるという理由から人々が自発的にルールに従うという、市場に見出された秩序モデルから距離を置くようになり、その主張の真意はルール遵守への人々の自発性ではなくむしろ、それを人々に強制し義務付ける必要性を訴えることにあるのではないか、というのが山中の読み方であると思われる。

る。また、集団が成長すると首領は支配階層を組織するようになると考えられる。すると今度はその組織管理のためのルールが必要になる。この組織は指令体系によって動くため、そこで必要とされるルールはあらかじめ作成者によって明確に示されるものでなければならず、曖昧で慣習的なノモスとは真逆の性質を備えたものである。こうしてテシスが発生した。

注意しなければならないのは、このテシスによって制約された支配組織（タクシス）は、自生的秩序（コスモス）であるところの人間社会の成長とともに現れてきたということである。しかもそれは、結果的には社会秩序を維持する知恵として生み出されている。さらにこの組織も、成長とともにメンバーの自発的な判断や創意工夫にある程度は頼らざるをえなくなる。秩序の成長とともに出現した組織が、今度はその成長とともに、自生的秩序の性質として見出された人々の自由な行動（自生の原理とでも呼びうるもの）を取り入れることで、組織としての秩序を維持するようになる。つまり秩序と組織とは、それぞれの成長にとって必要不可欠なものとして存在しているのである。

支配組織を成り立たせるルールであるテシスは、「命令」という、社会秩序の成長を促してきたノモスとは対立的な性質を持っている。消極的な形式でしか表現されず、したがって行動における正しさ（正義）もまた不適切な行動を禁じるという消去法的なしかたでしか知りえない、ノモスとはそのような曖昧なルールである。これに対して、積極的な命令形式で示され、行動上の正義もまたルールの設計者によって意図されるのがテシスである。お互い相反する性質をもつ 2 つのルールから、相補的な 2 つの秩序が形成される。そしてこの相補的な 2 つの秩序が互いに影響し合いながら、とりわけ設計された組織が自生した秩序の特質を取り込みつつ発展してきたというダイナミズムを、ハイエクは秩序の形成・発展史として描き出したと見ることができるだろう。

6 おわりに

本稿の目的はハイエクの自生的秩序論の要点を示すことにあるので、ハイエクに対する批判にはほとんど触れていないが、彼の自生的秩序論の曖昧さを指摘する批判は様々な論者によって提出されてきた（例えば2の脚注10で書及したサンドファーのハイエク批判）。秩序と組織との関係を相補的なものと捉える本稿の解釈は、曖昧であるに見えるハイエクの議論の難点を払拭しようとするものではない。逆に、その曖昧さにこそハイエクの強みがあるとするプロ・ハイエク論である。

サンドファーの批判において指摘されるように、設計主義を退け設計された組織を批判的に捉える一方で、ハイエクはそのような組織の利点を認め、それをも自生的秩序の一部として取り込もうとするかに見える点は、たしかに議論の一貫性を欠くという印象を与えやすい。だがハイエクに言わせれば、矛盾だと批判される点は議論の柔軟性を示す点であり、そのような柔軟性（曖昧さ？）を許容しないこと自体が設計主義的な態度を示しているということになるかもしれない。

しかしこの柔軟性あるいは曖昧さという点は、秩序の自生がある種の偶然の結果であるという見解に向けられた深刻な批判を生み出すことになる。例えばヴァンバーグ（Vanberg, 1986）は、偶然であるなら不適切なルールが選択されてしまう可能性を認めず、それゆえ自生した秩序を維持していくためにはルール設計が必要になるのではないか、という批判を提出した³⁴。

ヴァンバーグはこの批判をハイエクの「文化的進化（the cultural

³⁴ 正確には、ルールの選択プロセスに自生とは異なる手続きが必要となるのではないかと、という論点をヴァンバーグは指摘している。意図せざる結果としての選択（見えざる手プロセス）ではなく、結果を意図した選択（政治的プロセス）が要請されざるを得ないというのが、彼の批判の要点である。

evolution)」概念に対する批判として論じている。本稿では文化的進化には触れていないが、これは端的に言うともルール of 自生的進化を指す。ハイエクは文化的進化の議論において、ルールから逸脱する冒険的試みに言及している（本稿2の脚注8参照）。この冒険的あるいは実験的試みもまた、裁判官によるルールの明文化及び再解釈と同様に、ルールを進化させる要因のひとつである。この点もまた、ルール（ノモス）の遵守の重要性を強調しつつ他方ではそれからの逸脱をも重要視する矛盾した議論であるかに見える。

だが、これを矛盾とみなすのもまた設計主義的態度なのではないか。ハイエク自生的秩序論の興味深さは、秩序と組織とが相互に影響しつつ発展してきたダイナミズムを歴史的な過程としてイメージしようとした点に求められる。ルールがあれば破りたくなるのも人間の自然な心情だろう。ルールの遵守とルールからの逸脱が共存し、それゆえにルールの進化が生じたとする見解は、矛盾を含んだ主張とみなされるべきものではなく、ハイエクが抽象的かつ理論的な視点に偏らず、よりリアルな視点から議論を組み立てようとしたことの現れだと見られるべきだと思われる。

以上のような観点からハイエク自生的秩序論への批判を検討し、それらに対していかに応答できるかを論じることが、本稿の議論に続く課題となる。

引用文献

Barry, N. P., 1979, Hayek's Social and Economic Philosophy, The Macmillan Press

(矢島鈞次訳『ハイエクの社会・経済哲学』春秋社, 1984)

Evensky, J., 2005, "Adam Smith's Theory of Moral Sentiments: On Morals and

Why They Matter to a Liberal Society of Free People and Free Markets",

Journal of Economic Perspectives, 19(3):109-130

Hayek, F. A.,

- ① 1944, The Road to Serfdom
- ② 1945/1948, The Use of Knowledge in Society
- ③ 1966/1967, The Principles of a Liberal Social Order
- ④ 1967, The Results of Human Action but not of Human Design
- ⑤ 1973, Law, Legislation and Liberty vol.1 Rules and Orders
- ⑥ 1973/1978, Liberalism
- ⑦ 1976, Law, Legislation and Liberty vol.2 The Mirage of Social Justice
- ⑧ 1979, Law, Legislation and Liberty vol.3 The Political Order of Free People
- ※ すべて The University of Chicago Press (以下, UCP と略記) 版を参照。
- ※ ②は, Hayek, F. A., 1948, Individualism and Economic Order, UCP に所収。
- ※ ③④は, Hayek, F. A., 1967, Studies in Philosophy, Politics and Economics, UCP に所収。
- ※ ⑥は, Hayek, F. A., 1978, New Studies in Philosophy, Politics and Economics, UCP に所収。
- ※ 参照した翻訳は次のとおり (③④⑤⑦⑧は春秋社刊『ハイエク全集』の諸巻)。
- ① 西山千明訳『隷従への道』春秋社, 1992
- ② 田中真晴訳「社会における知識の利用」(田中真晴・田中秀夫編訳『市場・知識・自由』ミネルヴァ書房, 1986 に所収)
- ③ 田総恵子訳「自由主義社会の秩序はどうあるべきか」(『政治学論集』所収), 2009
- ④ 太子堂正弥訳「行為の結果ではあるが, 設計の結果ではないもの」(『思想史論集』所収), 2009
- ⑤ 矢島・水吉共訳『法と立法と自由 I ルールと秩序』, 1987
- ⑥ 田中秀夫訳「自由主義」(田中・田中編訳『市場・知識・自由』所収)

- ⑦ 篠塚慎吾訳『法と立法と自由Ⅱ 社会正義の幻想,』1987
- ⑧ 渡部茂訳『法と立法と自由Ⅲ 自由人の政治的秩序,』1988
- Hicks, J., 1969, A Theory of Economic History, OUP (新保・渡辺共訳『経済史の理論』講談社学術文庫, 1995)
- Kukathas, C., 1990, Hayek and Modern Liberalism, Clarendon Press
- Sandfur, T., 2009, “Four Problems with Spontaneous Order”, at <http://www.cato-unbound.org/2009/12/07/timothy-sandefur/four-problems-with-spontaneous-order/>
- Smith, A., 1759/1981, The Theory of Moral Sentiments, Liberty Fund (米林富男訳『道徳情操論』1969, 未来社)
- Vanberg, V., 1986, “Spontaneous Market Order and Social Rules: A Critical Examination of F. A. Hayek’s Theory of Cultural Evolution”, *Economics and Philosophy*, 2:75-100
- Butler, E., 1983, 鹿島・清水共訳『ハイエクー自由のラディカリズムと現代』筑摩書房, 1991
- Gray, J., 1984, 照屋佳男訳『ハイエクの自由論』行人社, 1985
- Rawls, J., 1958, 田中成明訳「公正としての正義」(田中編訳『公正としての正義』木鐸社, 1979 に所収)
- 尾高朝雄, 1951, 『法学入門』勁草書房
- 嶋津格, 1985, 『自生的秩序』木鐸社
- 堂目卓生, 2008, 『アダム・スミサー「道徳感情論」と「国富論」の世界ー』中公新書
- 山中優, 2007, 『ハイエクの政治思想ー市場秩序にひそむ人間の苦境ー』勁草書房
- 湯川秀樹, 1947, 『量子力学序説・第三版』弘文堂